

中村警察署重点犯罪発生状況

令和6年8月(公表値)

令和6年9月4日 中村警察署生活安全課作成

警察官はLINEの画面で「警察手帳・逮捕状」
などを見せません
警察＋LINE＝詐欺を疑って！



【凡例】

- 侵入盗
- 自動車盗
- 自転車盗
- 特殊詐欺



学区別主要犯罪発生状況

学区	中村警察署				新明		中村		豊臣		則武		本陣		亀島		牧野		米野	
	累計	前年比	単月	前年比	単月	前年比	単月	前年比	単月	前年比	単月	前年比	単月	前年比	単月	前年比	単月	前年比	単月	前年比
刑法犯総数	1513	+73	193	+26	62	+11	10	+1	6	+4	2	-2	6	-3	5	-1	23	-5	7	+1
重点総数	464	-18	69	+2	17	+5	3	-1	4	+4	1	+1	3	-2	1	-3	7	-4	7	+6
重点犯罪																				
侵入盗	22	-9	5	+3	1	+1		±0		±0		±0	2	+2		±0		±0		±0
自動車盗	27	+17	4	+4	1	+1		±0		±0		±0	1	+1		±0	2	+2		±0
自転車盗	379	-24	55	-1	15	+3	2	±0	4	+4		-2	-4		1	-3	5	-3	7	+6
特殊詐欺	36	-2	5	-4		±0	1	-1		±0	1	±0	-1			±0		-3		±0
その他																				
部品ねらい	15	-1	1	+1		±0		±0		±0		±0		±0		±0		±0		±0
車上ねらい	28	+17	4	+2		-1		±0		±0		±0		±0		±0	1	+1		±0
上記以外	1006	+75	119	+21	45	+7	7	+2	2	±0	1	±0	3	-1	4	+2	15	-2		-5

学区	日比津		諏訪		柳		稲葉地		稲西		日吉		千成		岩塚		六反		八社		その他	
	単月	前年比	単月	前年比	単月	前年比	単月	前年比	単月	前年比	単月	前年比	単月	前年比	単月	前年比	単月	前年比	単月	前年比	単月	前年比
刑法犯総数	8	-1	2	-1	8	+4	11	-2		±0	2	-4	2	-2	13	+5	15	+12	8	+7	3	+2
重点総数	2	-2	1	-1	3	+2	3	-8		±0	1	+1	2	+1	3	±0	7	+4	4	+3		-1
重点犯罪																						
侵入盗		±0		±0		±0		-1		±0		±0		±0		-1	1	+1	1	+1		±0
自動車盗		±0		±0		±0		±0		±0		±0		±0		±0		±0		±0		±0
自転車盗	2	-2	1	-1	1	±0	2	-6		±0	1	+1	2	+1	3	+1	6	+3	3	+2		-1
特殊詐欺		±0		±0	2	+2	1	-1		±0		±0		±0		±0		±0		±0		±0
その他																						
部品ねらい		±0		±0		±0		±0		±0		±0		±0	1	+1		±0		±0		±0
車上ねらい	1	+1		±0	1	±0	1	+1		±0		±0		±0		±0		±0		±0		±0
上記以外	5	±0	1	±0	4	+2	7	+5		±0	1	-5		-3	9	+4	8	+8	4	+4	3	+3

学区別犯罪発生状況

令和6年8月(公表値)

中村警察署 生活安全課 (令和6年9月4日作成)

学区別	年別	刑法 犯 総 数	窃 盗 犯 総 数	(警察署 重点犯罪 種別)	★ 侵 入 盗	住宅対象				★ 自 動 車 盗	★ 自 転 車 盗	オ ー ト バ イ 盗	部 品 ね ら い	車 上 ね ら い	ひ っ た く り	自 販 機 ね ら い	強 盗	性 犯 罪	不 同 意 性 交	不 同 意 わ い せ つ	★特 殊 詐 欺
						空 き 巣	忍 込 み	居 空 き	その他の侵入盗												
合 計	本年 前年比	193 △26	125 △15	69 △2	5 △3	3 △3	2 △2	▼1 ▼1	4 △4	55 ▼1	1 △1	1 △1	4 △2	1 △1	1 △1		3 △2	1 △2	2 △2	5 ▼4	
新 明	本年 前年比	62 △11	39 △8	17 △5	1 △1		1 △1		1 △1	15 △3				1 △1			2 △2		2 △2		
中 村	本年 前年比	10 △1	5 △1	3 ▼1						2			▼1							1 ▼1	
豊 臣	本年 前年比	6 △4	6 △5	4 △4						4 △4	1 △1										
則 武	本年 前年比	2 ▼2	1 ▼2	1 ▼2						▼2										1	
本 陣	本年 前年比	6 ▼3	4 ▼1	3 ▼2	2 △2	2 △2			1 △1	▼4										▼1	
亀 島	本年 前年比	5 ▼1	3 ▼3	1 ▼3						1 ▼3											
牧 野	本年 前年比	23 ▼5	19 △1	7 ▼4					2 △2	5 ▼3	▼1		1 △1				▼1	▼1		▼3	
米 野	本年 前年比	7 △1	7 △4	7 △6						7 △6											
日 比 津	本年 前年比	8 ▼1	6 ▼1	2 ▼2						2 ▼2			1 △1								
諏 訪	本年 前年比	2 ▼1	2 ▼1	1 ▼1						1 ▼1											
柳	本年 前年比	8 △4	3	3 △2						1			1							2 △2	
稲 葉 地	本年 前年比	11 ▼2	5 ▼7	3 ▼8	▼1			▼1		2 ▼6			1 △1							1 ▼1	
稲 西	本年 前年比																				
日 吉	本年 前年比	2 ▼4	1 ▼1	1 △1						1 △1											
千 成	本年 前年比	2 ▼2	2 △1	2 △1						2 △1											
岩 塚	本年 前年比	13 △5	10 △4	3	▼1		▼1			3 △1		1 △1			1 △1						
六 反	本年 前年比	15 △12	7 △4	7 △4	1 △1	1 △1				6 △3							1 △1	1 △1			
八 社	本年 前年比	8 △7	4 △3	4 △3	1 △1		1 △1			3 △2											
その他	本年 前年比	3 △2	1	▼1						▼1											

★は中村警察署重点犯罪(侵入盗、自動車盗、自転車盗、特殊詐欺) (△増加) (▼減少) (無印 増減無し)

※認知件数は年間を通して数値が見直されます

学区別犯罪発生状況

令和6年1～8月(公表値)

中村警察署 生活安全課 (令和6年9月4日作成)

学区別	年別	刑法 犯総 数	窃盗 犯総 数	(警察署 重点犯 種) 侵入盗	住宅対象				★自 動車 盗	★自 転車 盗	オート バイ 盗	部 品 ね ら い	車 上 ね ら い	ひ つ た く り	自 販 機 ね ら い	強 盗	性 犯	不 同 意 性 交	不 同 意 わ い せ つ	★特 殊 詐 欺
					空 き 巣	忍 込 み	居 空 き	その他の 侵入盗												
合 計	本年 前年比	1513 △73	1004 △7	464 ▼18	22 ▼9	7 ▼1	5 ▼2	10 ▼6	27 △17	379 ▼24	6 ▼3	15 ▼1	28 △17	1 ▼1	2 ▼1	1 ▼3	21 △10	8 △4	13 △6	36 ▼2
新 明	本年 前年比	494 ▼4	346 ▼27	90 ▼10	3 △1	1 △1		2	2 △2	84 ▼14	1 ▼2	3	5 △4	1 △1		1 ▼2	7 ▼1	1	6 △1	1 △1
中 村	本年 前年比	57 △10	38 △4	19 ▼1					2 △2	16 △1		2 △1	3 △1							1 ▼4
豊 臣	本年 前年比	27 ▼6	23 △4	14 △2	▼3	▼1	▼1	▼1	1 △1	13 △4	1 △1						1		1	
則 武	本年 前年比	59 △8	40 △3	26 ▼1	▼1			▼1	4 △3	19 ▼4	▼1		2 △2							3 △1
本 陣	本年 前年比	34 ▼14	24 ▼10	9 ▼11	3 △1	3 △3	▼2		1 △1	5 ▼12			▼1			▼1				▼1
亀 島	本年 前年比	40 ▼12	27 ▼5	16 ▼6	2 △1	1 △1		1	12 ▼2	1 ▼4	1			▼1		▼1	1 △1	1 △1		2 ▼1
牧 野	本年 前年比	178 △15	126 △9	50 △11	▼2			▼2	5 △4	43 △11	2 △1		3 △2	▼1			2 ▼1	1 △1	1 △1	2 ▼2
米 野	本年 前年比	68 △19	52 △17	38 △17	1 △1	1 △1		▼1	1 △1	32 △13		1 △2								4 △3
日比津	本年 前年比	37 ▼15	25 ▼9	15 ▼15	3 △2	▼1		3 △3		11 ▼12			1 △1				▼2	▼1	▼1	1 ▼5
諏 訪	本年 前年比	15 ▼5	9 ▼5	5 ▼6	▼1	▼1			1 △1	3 ▼7		1 △1	1 △1							1 △1
柳	本年 前年比	44 △4	25 ▼1	12 ▼6	▼1	▼1			1 ▼6	9 ▼6		2 △1	2 △1		1 △1		2 △2		2 △2	2 △1
稲 葉 地	本年 前年比	99 △22	63 △9	47 △9	6 △2	2 △1	2	2 △1	2 △1	33 △6		2 △3	4 △3				2 △2	1 △1	1 △1	6
稲 西	本年 前年比	11 ▼2	5 ▼4	5 ▼2	1 ▼1	▼1		1		3 ▼2		1 △1					1 △1		1 △1	1 △1
日 吉	本年 前年比	53 △3	40 △12	25 △9					3 △2	22 △9	1 △1	▼3	1							▼2
千 成	本年 前年比	39 ▼13	22 ▼10	21 ▼5	▼4	▼1	▼1	▼2	1 △1	13 ▼7		1 ▼1	1							7 △5
岩 塚	本年 前年比	87 △20	60 △11	21 ▼2	1 ▼3		▼1	▼2	1 ▼2	17 △3	▼1	1 △1	1		1					3
六 反	本年 前年比	86 △23	49 △3	32 △2	1 △1	1 △1			1 △1	29		▼1	2 △1				1 △1	1 △1		1
八 社	本年 前年比	40 △9	26 △5	17 ▼3	1 ▼1	1 ▼1	△1	▼1	1 ▼1	15							1 △1		1 △1	▼1
そ の 他	本年 前年比	45 △11	4 △1	2					1 △1	▼2		1 △1					3 △3	3 △3		1 △1

★は中村警察署重点犯罪(侵入盗、自動車盗、自転車盗、特殊詐欺) (△増加) (▼減少) (無印 増減無し)

令和6年度

特定犯罪被害者

中村区防犯対策助成事業

助成金額

最大 **5,000**円

特殊詐欺 侵入盗 自動車盗 自転車盗

の被害に遭われた被害者に、
防犯対策を実施した費用を助成します！



助成対象者

令和6年1月1日以降に

特殊詐欺、侵入盗、自動車盗、自転車盗の被害に遭った被害者

(以下、「特定犯罪被害者」とする。)(未遂を含む。)で、以下に該当する方

- (1) 中村区に住所があり、現に居住している者
- (2) 中村区内に所在し、すでに利用されている会社事務所、店舗等の事業所、または賃貸共同住宅等の経営者
- (3) 自動車盗又は自転車盗被害者で、被害場所が中村区内の者

※ 被害発生日が規定日以降であり、認知日ではない。 ※ 令和6年1月1日以降に実施した対策であること

※ 同助成事業の自主防犯対策に係る助成、特定犯罪の被害者に対する助成合わせて1世帯1回のみ

助成金額

被害に遭った犯罪の防犯対策に要した経費(消費税及び地方消費税の額を含む)の合計の、
1,000円未満の端数を切り捨てた金額を助成します。ただし、**上限を5,000円**とします。
助成対象となる防犯対策は裏面のものに限りです。

申請方法

～助成期間 令和6年8月1日～令和7年3月31日まで(予算に達し次第終了)～

以下の必要書類を中村区連合防犯協議会事務局に提出し、助成金の申請をしてください。

- ・ 中村区防犯対策助成金申請書(事務局でもお渡しできます)
- ・ 令和6年1月1日以降に実施した防犯対策に係る経費と対策の内容が分かる書面等(領収書やレシート、電子領収書等)
- ・ 防犯対策を実施したことが分かる写真や電子データ
- ・ 申請者の身分が明らかになる身分証等

※被害者の同居親族の申請を可としますが、同居親族であることが分かる身分証等を提出してください。

お問い合わせ ☎ **052-452-0110(内線262・263)**

中村区連合防犯協議会 〒453-0015 名古屋市中村区椿町17番9号(中村警察署内)

(申請の受付は土日祝日を除く、平日の午前9時から午後4時まで) 協賛 中村警察署生活安全課

助成対象となる特定犯罪の防犯対策

実施した防犯対策

※被害に遭った犯罪の防犯対策のみ（同一犯罪対策内は複数の対策の合計による申請可）

録画機能付き防犯カメラの新規設置（※下記条件を満たすこと）

- ☐ 被害に遭った犯罪の防犯対策のために設置すること。
- ☐ 外部記録媒体等に録画映像を記録し閲覧できること。
- ※ダミーカメラ、記録機能のない防犯カメラは対象外
- ☐ 不審者等を撮影録画できる防犯機器であること。
- ☐ 愛知県「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を遵守していること。

特殊詐欺対策 ※下記に記載のものに限る

録音機能、警告機能又はその両方を有する固定電話機
（被害防止機能付き電話機）の新規取付

固定電話に取り付ける防犯対策電話録音機の新規取付

侵入盗対策のための以下の防犯対策物品の新規取付け

防犯フィルム	補助錠
防犯砂利	ガードプレート
サムターンカバー	人感センサーライト
警報機 ※窓ガラスや玄関ドアに取り付けるもの	録画機能付きインターホン
面格子	防犯ガラス

自動車盗対策のための以下の防犯対策物品の新規取付け

ハンドル固定装置	タイヤロック
ナンバープレート盗難防止ネジ	後付け車両追跡装置
後付けイモビライザー	後付け警報装置
人感センサーライト（駐車場に設置）	後付けの不正信号をシャットアウトするセキュリティシステム

自転車盗対策のための以下の防犯対策物品の新規取付け

後付け施錠機器（ワイヤー錠、チェーン錠等）
固定式サイクルスタンド、サイクルポール

【助成対象とならない経費の例】

- ・リースによる防犯対策費用
- ・ホームセキュリティ等のサービス契約費用
- ・護身用具（防犯スプレー、スタンガン、警棒、防犯ブザー等）の購入費用
- ・鍵の交換費用
- ・防犯対策以外の目的を有するものの購入費用
- ・配送料

詳しくはホームページで。（愛知県警察公式HP 中村区防犯対策助成事業ページへ）→



令和6年度

自主防犯対策

中村区防犯対策助成事業

助成金額

一律 **3,000円**

自主防犯対策を実施した費用を助成します！

録画機能付き

防犯カメラ

**特殊詐欺 侵入盗
自動車盗 自転車盗**
に対する防犯対策



助成対象者

- (1) 中村区に住所があり、現に居住している者
- (2) 中村区内に所在し、すでに利用されている会社事務所、店舗等の事業所、または賃貸共同住宅等の経営者
- (3) 中村区外に居住し通勤や通学等で定期的(3か月以上継続して)に中村区内で自動車又は自転車を利用している者
(自動車盗対策、自転車盗対策費用のみ助成)

※ 令和6年1月1日以降に実施した対策であること

※ 自主防犯対策に係る助成、特定犯罪の被害者に対する助成合わせて1世帯1回のみ

助成金額

自主防犯対策の実施に要する3,000円以上(消費税及び地方消費税の額と工賃を含む)の経費の合計に対し、一律で3,000円を助成します。

助成対象となる防犯対策は裏面のものに限りします。

申請方法

～助成期間 令和6年8月1日～令和7年3月31日まで(予算に達し次第終了)～

以下の必要書類を中村区連合防犯協議会事務局に提出し、助成金の申請をしてください。

- ・ 中村区防犯対策助成金申請書(事務局でもお渡しできます)
- ・ 令和6年1月1日以降に実施した防犯対策に係る経費と対策の内容が分かる書面等(領収書やレシート、電子領収書等)
- ・ 防犯対策を実施したことが分かる写真や電子データ
- ・ 申請者の身分が明らかになる身分証等
- ・ 中村区外に居住し通勤や通学等で定期的(3か月以上継続して)に中村区内で自動車又は自転車を利用している方は、定期券や駐車場契約書類等、定期的に利用していることが分かる書面等

お問い合わせ ☎ **052-452-0110(内線262・263)**

中村区連合防犯協議会 〒453-0015 名古屋市中村区椿町17番9号(中村警察署内)

(申請の受付は土日祝日を除く、平日の午前9時から午後4時まで) 協賛 中村警察署生活安全課

助成対象となる防犯対策

実施した自主防犯対策
(複数の対策の合計による申請可)

	録画機能付き防犯カメラの新規設置 (※下記条件を満たすこと) ☐ 外部記録媒体等に録画映像を記録し閲覧できること。 ※ダミーカメラ、記録機能のない防犯カメラは対象外 ☐ 不審者等を撮影録画できる防犯機器であること。 ☐ 愛知県「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を遵守していること。
--	--

特殊詐欺対策 ※下記に記載のものに限る

	録音機能、警告機能又はその両方を有する固定電話機 (被害防止機能付き電話機) の新規取付
	固定電話に取り付ける防犯対策電話録音機の新規取付

侵入盗対策のための以下の防犯対策物品の新規取付け

	防犯フィルム		補助錠
	防犯砂利		ガードプレート
	サムターンカバー		人感センサーライト
	警報機 ※窓ガラスや玄関ドアに取り付けるもの		録画機能付きインターホン
	面格子		防犯ガラス

自動車盗対策のための以下の防犯対策物品の新規取付け

	ハンドル固定装置		タイヤロック
	ナンバープレート盗難防止ネジ		後付け車両追跡装置
	後付けイモビライザー		後付け警報装置
	人感センサーライト (駐車場に設置)		後付けの不正信号をシャットアウトするセキュリティシステム

自転車盗対策のための以下の防犯対策物品の新規取付け

	後付け施錠機器 (ワイヤー錠、チェーン錠等)
	固定式サイクルスタンド、サイクルポール

【助成対象とならない経費の例】

- ・リースによる防犯対策費用
- ・ホームセキュリティ等のサービス契約費用
- ・護身用具 (防犯スプレー、スタンガン、警棒、防犯ブザー等) の購入費用
- ・鍵の交換費用
- ・防犯対策以外の目的を有するものの購入費用
- ・配送料

詳しくはホームページで。(愛知県警察公式HP 中村区防犯対策助成事業ページへ)→



ニセ電話声掛け隊結成！



特殊詐欺被害等の防止にご協力していただける 団体を募集しています



募集対象者

- (1) 中村区内に所在する2名以上の企業、団体であること。
- (2) ニセ電話詐欺の被害防止の活動を継続して行うことができること。
- (3) 代表者及び構成員が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)と密接な関係がないこと。

活動内容

- (1) ニセ電話詐欺等(特殊詐欺・投資詐欺・ロマンス詐欺)の被害に遭いそうな方を見かけたら「ニセ電話声掛け隊参加証」を使いながら声を掛けて被害を未然に防ぎます。
- (2) 店舗・施設等に中村警察署から提供する特殊被害防止等と呼びかけるポスターの貼付や利用者等に注意喚起のチラシの配布をお願いします。

参加方法

「ニセ電話声掛け隊(参加・変更・活動中止)申込書」に必要事項を記入し、中村警察署生活安全課へ提出、郵送またはファクシミリ送信または、愛知県警察ホームページ内中村警察署、ニセ電話声掛け隊に掲載されている入力フォームに必要事項を入力後送信してください。

※申込書は中村警察署にあります。

申込みを受け、審査した後「ニセ電話声掛け隊参加証」を中村警察署でお渡しまたはデータを送ります。

お問い合わせ 中村警察署生活安全課

〒453-0015 名古屋市中村区椿町17番9号(中村警察署内)
TEL 052-452-0110(内線262・263) FAX 052-452-0090
(お問い合わせは土日祝日を除く、平日の午前9時から午後4時まで)

中村警察署 生活安全課

ニセ電話声掛け隊

(参加・変更・活動中止) 申込書



愛知県警察マスコット
このは警部

申込理由	☐ 参加	☐ 変更	☐ 活動中止																				
申込年月日	令和 年 月 日																						
フリガナ																							
団体・企業名	(記載例: ○○銀行○○支店 ■■■会社○○営業所 コンビニ名○○店 ●●パトロール隊 ○○病院等)																						
団体種別 該当する者にチェック ☑を入れてください	<table><tr><td>☐ 金融機関</td><td>☐ コンビニ</td><td>☐ 医療機関</td><td>☐ 薬局</td></tr><tr><td>☐ 交通機関</td><td>☐ 配送業者</td><td>☐ 自治体関係</td><td>☐ 警備業者</td></tr><tr><td>☐ 民生委員</td><td>☐ 小売業 (コンビニ除く)</td><td>☐ ライフライン関係</td><td></td></tr><tr><td>☐ シルバー人材センター</td><td>☐ 防犯ボランティア</td><td>☐ 自治会</td><td></td></tr><tr><td>☐ その他 ()</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			☐ 金融機関	☐ コンビニ	☐ 医療機関	☐ 薬局	☐ 交通機関	☐ 配送業者	☐ 自治体関係	☐ 警備業者	☐ 民生委員	☐ 小売業 (コンビニ除く)	☐ ライフライン関係		☐ シルバー人材センター	☐ 防犯ボランティア	☐ 自治会		☐ その他 ()			
☐ 金融機関	☐ コンビニ	☐ 医療機関	☐ 薬局																				
☐ 交通機関	☐ 配送業者	☐ 自治体関係	☐ 警備業者																				
☐ 民生委員	☐ 小売業 (コンビニ除く)	☐ ライフライン関係																					
☐ シルバー人材センター	☐ 防犯ボランティア	☐ 自治会																					
☐ その他 ()																							
所在地	名古屋市中村区																						
連絡先																							
メールアドレス	※記載メール宛に広報資料データ等を送信するので、データ受信可能なアドレスを必ず記載してください。																						
フリガナ		部署・役職																					
担当者氏名																							
参加人数	名																						
確認事項	※活動を行う場合は必ず確認の上チェックをしてください。 ☐ 私達は暴力団員ではなく、暴力団または暴力団員と密接な関係はありません。																						

※「確認事項」は、愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）に基づく暴力団の排除を目的として確認するものです。

「ニセ電話声掛け隊」の活動

- だまされている人に声をかけて気付かせる。
- 被害にあわないように啓発する。

「参加団体募集中です！」

- 中村区に所在する2名以上の団体
- 継続的に活動可能な団体

問合せ先 中村警察署生活安全第1係 (052-452-0110 内線262・263)

※問い合わせは土日祝日を除く、平日の午前9時から午後4時まで

「青色防犯パトロール」始めませんか

諏訪学区では、地域の見守り活動を行う「青色防犯パトロール」活動の継続が困難となっていましたが、学区の皆さんの「地域の安全安心を自ら守る」との思いが実り、9月から活動が再開されることとなりました。

【中村区内の青色パトロール団体】

団体名	車両台数
則武学区連絡協議会	4
諏訪学区連絡協議会	1
米野学区連絡協議会	2
新明学区防犯パトロール隊	1
名古屋市中村区役所	2



警察は「青色防犯パトロール」を支援します



(例) <青パト活動に関する講習会>

番号

青色回転灯等装備車
(自主防犯パトロール中)

自動車登録番号又は車両番号 使用団体名

パトロール実施地域

発行日 年 月 日 愛知県警察本部長 印

<申請手続きの補助>



「青色防犯パトロール」活動の開始や継続については、中村警察署にお気軽にお問合せください。

中村

交通安全

通信

令和6年9月

中村警察署
交通課

命を守る「ヘルメット」の着用を！

本年7月、県内42警察署においてヘルメットの着用状況調査を実施したところ、中村署管内の着用率は4.6%と42警察署平均の着用率13.8%を大幅に下回るだけでなく、42警察署の中で最も低い着用率でした。

- 自転車死者の致命傷は頭部が約7割
- ヘルメット非着用で致死率1.7倍



との統計結果(令和元年～令和5年)も出ております。

大切な命を守るため、**自転車に乗るときは必ずヘルメット**の着用を！



夕方5～7は”魔の時間”
～歩行者は反射材を着用 ドライバーは早めのライトオン～

明るい服装と反射材を身につけましょう

- 例年9月～3月までは、午後5時から午後7時までの時間帯に交通事故が多発する傾向にあります。薄暮時や夜間に外出するときは、明るい服装と反射材を着用し、自分の存在をアピールしましょう。

早めのライト点灯、ハイビームの活用

- 早めにライトを点灯し、自分が運転する車の存在を周りに知らせましょう。
- ハイビームを活用して歩行者等を早期に発見しましょう。

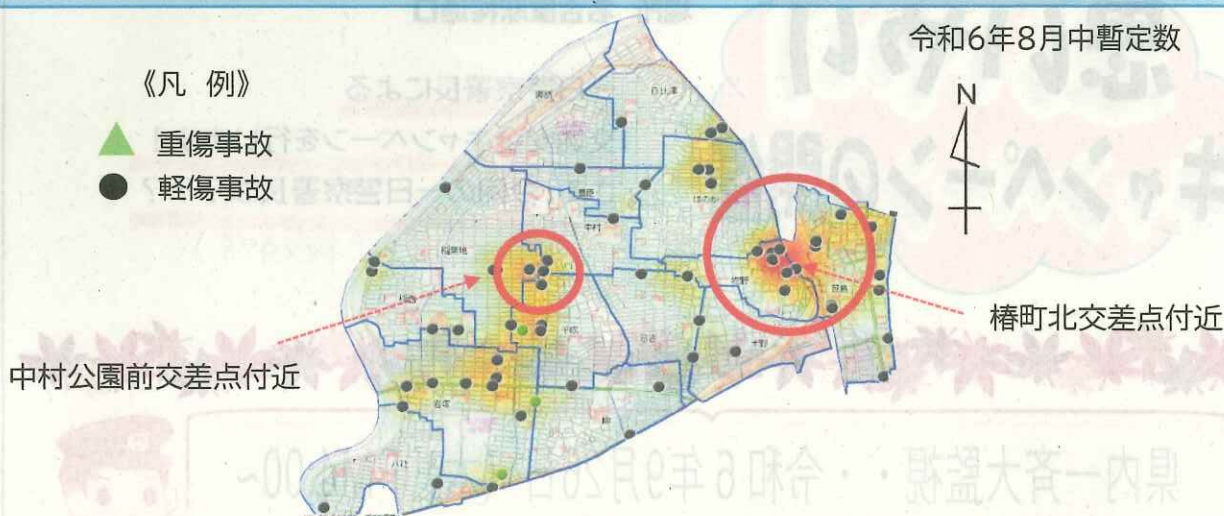


中村区人身交通事故発生状況（学区別件数）

令和6年8月中暫定数

《凡 例》

- ▲ 重傷事故
- 軽傷事故



令和6年8月中暫定数

学区別	新明	中村	豊臣	則武	本陣	亀島	牧野	米野	日比津	諏訪	柳	稲葉地	稲西	日吉	千成	岩塚	六反	八社	計
R6.8	8	3	2	1	0	2	8	1	3	0	2	5	4	3	5	9	5	4	65
R5.8	6	1	4	2	0	0	4	1	2	2	1	7	3	4(1)	2	2	6	1	48
昨年末対比	2	2	-2	-1	0	2	4	0	1	-2	1	-2	1	-1(-1)	3	7	-1	3	17

令和6年8月末(1月～8月)現在暫定数

※()内は死亡事故件数

学区別	新明	中村	豊臣	則武	本陣	亀島	牧野	米野	日比津	諏訪	柳	稲葉地	稲西	日吉	千成	岩塚	六反	八社	計
R6.8末	69	12	16	18	12	19	49	15	20	13	14	50	14	27(1)	28	44	45	34	499(1)
R5.8末	59	18	17	12	10	15	44	9	12	10	18	50	12	21(1)	21	34	55	19	436(1)
昨年末対比	10	-6	-1	6	2	4	5	6	8	3	-4	0	2	6(±0)	7	10	-10	15	63(±0)



ゴーナ
夕方5～7は“魔の時間”
～歩行者は反射材等を着用
ドライバーは早めのライトオン～

No.2

秋の全国交通安全運動の実施！

【期間】

令和6年9月21日（土）から9月30日（月）まで

〇夕暮れ時・夜間に外出するときは反射材を身につけましょう

〇乱横断は危険！無理な横断はやめましょう

〇夕暮れ時以降は早めにライトを点灯し、ハイビームを活用しましょう

〇飲酒運転をしない！させない！環境をつくりましょう

〇自転車等に乘るときはヘルメットを着用し、交通ルールをしっかりと守りましょう

※自転車等～自転車及び特定小型原動機付自転車



思いやり キャンペーンの開催

日時 令和6年9月25日（水）午後1時30分～

場所 名古屋駅桜通口

一日警察署長による

交通安全キャンペーンを行います！

さて、今回の一日警察署長は？？？

（キョウカワイ）

県内一斉大監視・・・令和6年9月26日（木）PM4:00～



愛知県中村警察署 交通課 交通総務係（052）-452-0110